

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 永井 浩之 様 〒100-0005 日本国 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命 丸の内ビル 協和特許法律事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 230009	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">10.02.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/045530	国際出願日 (日.月.年) 21.11.2019	優先日 (日.月.年) 26.11.2018
国際特許分類 (IPC) B01J 4/02(2006.01)i; B65G 53/04(2006.01)i; H05F 1/00(2006.01)i; F24F 6/12(2006.01)i FI: B01J4/02 G; B65G53/04 B; F24F6/12 101B; H05F1/00 C		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社金星		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 04.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 増田 健司 4Q 4156 電話番号 03-3581-1101 内線 3421
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 5-8	有
	請求項	1, 4	無
進歩性 (IS)	請求項	2, 5-8	有
	請求項	1, 3-4	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 11-64858 A (日清製粉株式会社) 05.03.1999(1999-03-05)  
 [請求項1]-[請求項5], [0001], [0006]-[0010], [0014]-[0049], [図1]-[図6]  
 & US 6063451 A  
 請求項1-2, 5-6, 第1欄第6-18行, 第2欄第23行-第4欄第2行, 第5欄第8行-第15欄第42行, 図1-図6  
 & CN 1208868 A  
 請求項1-5, 第4頁第2-6行, 第5頁第8行-第6頁第17行, 第7頁第11行-第16頁第12行, 図1-図6  
 文献2 : JP 54-32876 A (山陽国策パルプ株式会社) 10.03.1979(1979-03-10) (ファミリーなし)  
 特許請求の範囲1, 第1頁左下欄第18行-第3頁左下欄第6行, 第1図-第3図  
 文献3 : JP 2001-341838 A (信越化学工業株式会社) 11.12.2001(2001-12-11)  
 [請求項1]-[請求項2], [0001], [0004]-[0029], [図1]  
 & US 2001/0046420 A1  
 [請求項1]-[請求項2], [0003]-[0040], [図1]  
 文献4 : JP 2001-139140 A (東亜合成株式会社) 22.05.2001(2001-05-22) (ファミリーなし)  
 [請求項1]-[請求項2], [0001], [0004], [0007], [0009]-[0012], [0019]-[0049], [0070], [0074],  
 [0094]-[0097], [図1]  
 文献5 : JP 10-22090 A (株式会社ユニテック) 23.01.1998(1998-01-23) (ファミリーなし)  
 [請求項1], [0001], [0004]-[0020], [図1]-[図4]  
 文献6 : JP 52-69291 A (富士写真フイルム株式会社) 08.06.1977(1977-06-08) (ファミリーなし)  
 特許請求の範囲, 第1頁左下欄第7-9行, 第2頁左上欄第5行-第3頁左下欄第1行

1. 請求項1、4について

請求項1、4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、微粉体輸送管内に略単粒子状態で供給された微粉体を露点が0℃以下の極く低水分の、圧縮された気体の流れによって単粒子状態で輸送する際に、前記微粉体輸送管の内壁への前記微粉体の衝突によって生じる前記微粉体の摩擦帯電量を前記気体の露点によって制御する微粉体の帯電制御方法において、前記圧縮気体の露点は、前記気体供給源から供給された圧縮気体を、管状の水分透過膜の内側を通過させることにより加湿されて、調整されること（「前記搬送ガス中の水分含有量を調整して、…、前記混合流体において発生する静電気量を抑制する」に相当する。）、前記微粉体として粒径約1～10μmの液晶スパーサを用いることが記載されている。

2. 請求項3について

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

上記文献1において微粉体を散布する上で、当該微粉体の帯電が適切に制御されるように、加湿を適切に行うことは、当該発明の実施に際した当業者が適宜なし得るものである。

3. 請求項1について

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-4から新規性及び進歩性を有しない。

文献2には、粉碎機で粉碎されてから捕集機で捕集された粉体（パルプ粉やリボ核酸粉の如き粉体）を分級機で分級させる一連の処理工程において、該処理工程の導路内を移動している帯電せる

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

粉体を含む乾燥空気流中に、微細水滴又は加湿空気を噴射させて該乾燥空気流中の粉体の含水率を3～6%に調整することによって該粉体を含む乾燥空気流の静電位を急降下させる、静電気による弊害防止方法が記載されている。

また、文献3には、塩化ビニル系樹脂粉末等の帯電性樹脂粉体を空気移送した際の静電気の帯電を確実に防止することができる帯電性樹脂粉体の空気移送方法において、帯電性樹脂粉体を空気移送する際に、移送空気として空気にスチームを混入させた、空気とスチームとの混合エアーを用いること、当該混合エアーが、 $0^{\circ}\text{C} < (T_1 - K_1)^{\circ}\text{C} \leq 60^{\circ}\text{C}$  (但し、 $T_1$ : サイクロンから排出された混合エアーの温度、 $K_1$ : 混合エアーの露点) となるようにスチーム流量を調節されたことが記載されている。

そして、文献4には、懸濁重合で得られる塩化ビニル系重合体スラリーを脱水後、乾燥器で塩化ビニル系重合体粒子を乾燥させ、次いで篩分機で粗大重合体粒子を分離除去した後、製品貯槽に設けられた気固分離装置まで、搬送管の管内を流れる搬送用空気に同伴させて塩化ビニル系重合体粒子を搬送するに際し、前記搬送管の重合体粒子供給部から気固分離装置に至る前の何れかの箇所、搬送管に供給する搬送用空気に、水分を霧状で供給して加湿することにより、前記気固分離装置の排出空気の相対湿度を70～99%に制御することで、重合体粒子の静電気の発生を防止して、重合体粒子のブロッキングを防止することが記載されている。

#### 4. 請求項3-4について

請求項3-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2-4より進歩性を有しない。

上記文献2-4において静電気の発生を防止する上で、加湿を適切に行うことは、当該発明の実施に際した当業者が適宜なし得るものである。

また、上記文献2-3における「粉体」、文献4における「粒子」について、空気による搬送が適切になされるように、当該粉体や粒子の粒径を調節することは、当該発明の実施に際した当業者が適宜なし得るものである。

#### 5. 請求項2について

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。

特に、「前記ガス搬送式微粉体定量供給装置は、前記微粉体を収容する微粉体収容容器と、前記微粉体収容容器をガス気密的に収容する筐体と、…、前記供給ノズルと前記微粉体表面との相対位置を検出するための位置検出センサーと、前記供給ノズルを上下方向に移動させる駆動部と、前記筐体内の湿度を計測するための湿度計測センサーと、を備え、前記湿度計測センサーから取得した湿度情報により、前記搬送ガスの水分含有量を調整する」点は、何れの文献にも開示されていない。

#### 6. 請求項5-8について

請求項5-8に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。

特に、「前記ガス搬送式微粉体定量供給装置は、前記微粉体を収容する微粉体収容容器と、前記微粉体収容容器をガス気密的に収容する筐体と、…、前記供給ノズルと前記微粉体表面との相対位置を検出するための位置検出センサーと、前記供給ノズルを上下方向に移動させる駆動部と、前記筐体内の湿度を計測するための湿度計測センサーと、を備え、前記加湿チャンバーは、前記搬送ガスを加湿するための液体を収容する水槽と、前記液体を霧化するための超音波振動機構と、前記湿度計測センサーと連動して前記筐体内の湿度を制御するための湿度制御機構と、を備える」点は、何れの文献にも開示されていない。